

事業系廃棄物分別早見表（令和8年2月更新）

	品名	詳細	搬入先	産業廃棄物の種類	分別区分	備考
あ	アイスクリームストッカー		埋立	プラ、金属	産廃不燃	メーカー回収不可能かつフロン回収済に限る ※受入にはフロン引取証明書の提示が必須
	空き缶	個人消費でリサイクルできるもの	リサ		資源物(缶)	
	空き缶	個人消費でリサイクルできるもの	不可			民間の処理業者へ
	空き缶	事業発生でリサイクルできないもの	埋立	金属	産廃不燃	
	空きびん	個人消費でリサイクルできるもの	リサ		資源物(びん)	令和5年4月1日以降は受入れ可
	空きびん	個人消費でリサイクルできないもの	埋立		一廃不燃	
	空きびん	事業発生でリサイクルできるもの	不可			民間の処理業者へ
	空きびん	事業発生でリサイクルできないもの	埋立	ガラ	産廃不燃	
	アクリル板		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	麻袋	建設業(工事)、繊維工業から発生したもの	焼却	繊維	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	麻袋	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ
	アスファルト		不可			・民間の再生処理業者へ ・再生処理が不可能な場合に限りごみ処理場へ(産廃不燃)
	アスファルトルーフィング		埋立		産廃不燃	長辺2m以下に限る
	アスベスト		不可			民間の処理業者へ(特別管理産業廃棄物)
	厚紙	リサイクルできるもの	不可			民間の処理業者へ
	厚紙	建設業(工事)、パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできないもの	焼却	紙	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上のものは40cm未満にして搬入する。
	厚紙	上記以外から発生したものでリサイクルできないもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る
	穴あけパンチ		埋立	金属	産廃不燃	
	油		不可			民間の処理業者へ
	油のしみ込んだ布、紙		不可			民間の処理業者へ
	網	プラスチック製	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	網戸	プラスチック部分	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	網戸	金属部分	埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	アルミサッシ		埋立	金属、ガラ	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	アルバム	紙製(金属部は産業廃棄物不燃)	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ
	アルバム	プラスチック製(金属部は産業廃棄物不燃)	焼却		産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	アルミホイール(車用品)		埋立	金属	産廃不燃	タイヤつきは民間の処理業者へ(受入不可)
安全靴		埋立	ゴム、プラ、金属	産廃不燃		
安全ピン		埋立	金属	産廃不燃		
い	イオン交換樹脂		不可			民間の処理業者へ
	椅子(木製)	建設業(工事)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生したもので金属が全て除去されているもの	焼却	木	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	椅子(木・金属混合)	建設業(工事)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生したもので金属が含まれるもの	埋立	木、金属	産廃不燃	
	椅子(木製)	上記以外から発生したもので金属が全て除去されているもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ
	椅子(木・金属混合)	上記以外から発生したもので金属が含まれるもの	埋立	金属	産廃不燃	
	椅子(木・金属混合)	上記以外から発生したもので金属が全て除去されているもの	焼却	木、プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	椅子(プラスチック製)	金属がすべて除去されているもの	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	椅子(金属製)		埋立	金属	産廃不燃	
	板ガラス		埋立	ガラ	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	一斗缶		埋立	金属	産廃不燃	
	衣類(化学繊維)		焼却	プラ	産廃可燃	金具類は全て外す
	衣類(天然繊維)	繊維工業から発生したもの	焼却	繊維	産廃可燃	
	衣類(天然繊維)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	金具類は全て外す

	品名	詳細	搬入先	産業廃棄物の種類	分別区分	備考
い	衣類乾燥機(業務用)		埋立	プラ、金属	産廃不燃	メーカー回収不可のもので家電リサイクル法対象外であるものに限る ※事前に要相談
	医薬品		不可			民間の処理業者へ
	イヤホン		埋立	プラ、金属	産廃不燃	
	印鑑(木製)	木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生したもの	焼却	木	産廃可燃	
	印鑑(木製)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	
	印鑑(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃	
	印鑑(金属製)		埋立	金属	産廃不燃	
	インク(液状)		不可			民間の処理業者へ
	インク(固形状)		焼却	プラ	産廃可燃	
	インクカートリッジ		焼却	プラ	産廃可燃	リサイクル不可のものに限る
飲料パック	「紙パック」参照					
う	植木バサミ		埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	植木鉢(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	植木鉢(金属製・陶磁器製)		埋立	金属、ガラ	産廃不燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	ウレタン(発泡含む)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
え	エアコン(家庭用)	業務で使用していたものを含む	不可			家電リサイクル法対象
	エアコン(業務用)		埋立	プラ、金属	産廃不燃	メーカー回収不可かつフロン回収済に限る ※フロン引取証明書の提示必要
	ALC	リサイクルできるもの	不可			民間の処理業者へ
	ALC	リサイクル不可なもの	埋立	がれき	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	HIDランプ		不可			民間の処理業者へ
	液晶テレビ		不可			民間の処理業者へ
	液晶モニター(PC用)		不可			民間の処理業者へ
	枝	建設業(工事)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生したもの	不可			・民間の業者で受入れできない場合のみ受入れ可 ・(民間の業者で受入れできない場合)1本の直径が10cm未満かつ長さが40cm未満のものは焼却施設へ(産廃可燃) ・(民間の業者で受入れできない場合)1本の直径が10cm以上または長さが40cm以上のものはごみ処理場へ(産廃不燃)
	枝	上記以外から発生したもの	不可			・民間の業者で受入れできない場合のみ受入れ可 ・(民間の業者で受入れできない場合)1本の直径が10cm未満かつ長さが40cm未満のものは焼却施設へ(一廃可燃) ・(民間の業者で受入れできない場合)1本の直径が10cm以上または長さが40cm以上のものはごみ処理場へ(一廃不燃)
	エプロン(紙製)	パルプ100%のもの	焼却			一廃可燃
	エプロン(化学繊維など)	パルプ100%以外のもの、防水加工のしたるものなど	焼却			産廃可燃
	LED		不可			民間の処理業者へ
	塩化カルシウム		埋立			産廃不燃
	延長コード		埋立	プラ、金属	産廃不燃	
	鉛筆		焼却			一廃可燃
	塩ビ管		埋立	プラ	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
お	オートバイ		不可			民間の処理業者へ
	オイル(食用・機械用)		不可			民間の処理業者へ
	オイル缶		埋立	金属	産廃不燃	中身が空のものに限る
	オイルパック(使用済)		不可			民間の処理業者へ
	オイルパック(使用済)	グリストラップで使用したもの	不可			民間の処理業者へ
	OA用紙	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできないもの	焼却	紙	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上のものは40cm未満にして搬入する。
	OA用紙	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできるもの	不可			民間の処理業者へ
	OA用紙	上記以外から発生したもの	焼却			40cm角未満に限る。長辺が40cm以上のものは40cm未満にして搬入する。

	品名	詳細	搬入先	産業廃棄物の種類	分別区分	備考
お	OSB合板	建設業(工事)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物産品業から発生したもの	焼却	木	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	OSB合板	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ
	おがくず		不可			民間の処理業者へ
	おしぼり(紙製)	パルプ100%のもの	焼却		一廃可燃	
	おしぼり(化学繊維など)	パルプ100%以外のもの	焼却		産廃可燃	
	落ち葉		焼却		一廃可燃	大量に搬入する場合はできるだけ乾燥させること
	汚泥		埋立	泥	※	※事前協議を要する
か	ガーゼ	感染の恐れがあるもの	不可			特別管理産業廃棄物処理業者へ
	ガーゼ	感染の恐れがないもの	焼却		一廃可燃	
	カーテン(化学繊維)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	カーテン(天然繊維)	建設業(工事)、繊維工業から発生したもの	焼却	繊維	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	カーテン(天然繊維)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ
	カーテンレール(金属製)		埋立	プラ、金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	カーテンレール(プラ製)	金属が全て除去されているもの	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	カーテンレール(プラ製)	金属が含まれるもの	埋立	プラ、金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	カーバッテリー		不可			民間の処理業者へ
	カートン		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	カード(紙製)	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙	産廃可燃	
	カード(紙製)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	
	カード(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃	
	カーベット(化学繊維)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	カーベット(天然繊維)	建設業(工事)、繊維工業から発生したもの	焼却	繊維	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	カーベット(天然繊維)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ
	カーボン紙	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上のものは40cm未満にして搬入する。
	カーボン紙	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上のものは40cm未満にして搬入する。
	貝殻	食品製造業、医薬品製造業、香料製造業から発生したもの	不可			民間の処理業者へ
	貝殻	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	1袋の量を超える場合はごみ処理場(一廃不燃)へ(1袋=60L)
	化学薬品		不可			民間の処理業者へ
	鏡		埋立	ガラ	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	傘		埋立	プラ、金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	傘	金属を取り除いたもの	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。
	ガスボンベ(LP)		不可			民間の処理業者へ
	仮設トイレ		埋立	プラ、ガラ、金属	産廃不燃	・長辺を2m未満にする ・汚物は取り除く
	カセットコンロ		埋立	金属	産廃不燃	電池・バッテリーは取り外す(受入不可)
	カセットボンベ		埋立	金属	産廃不燃	中身を使い切り、穴あけしたものに限り
	ガソリン		不可			・民間の処理業者へ ・ガソリンを拭いた布、紙も民間の処理業者へ
	カタログ	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできるもの	不可			民間の処理業者へ
	カタログ	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできないもの	焼却	紙	産廃可燃	製品見本(ガラ)は外す 水分を含んでいる場合は乾燥させる
	カタログ	上記以外から発生したものでリサイクルできるもの	リサ		資源物(紙類)	製品見本(ガラ)は外す 水分を含んでいる場合は乾燥させる
	カタログ	上記以外から発生したものでリサイクルできないもの	焼却		一廃可燃	製品見本(ガラ)は外す 水分を含んでいる場合は乾燥させる
ガチャ玉		埋立	金属	産廃不燃		
活性炭		埋立	燃	産廃不燃	※事前協議を要する	

	品名	詳細	搬入先	産業廃棄物の種類	分別区分	備考
か	合羽		焼却	プラ	産廃可燃	
	カップ麺の外装・容器	個人消費のもの	焼却		一廃可燃	
	カップ麺の外装・容器	事業発生のもの	焼却	プラ	産廃可燃	
	かつら・ウィッグ(人工)		焼却	プラ	産廃可燃	
	かつら・ウィッグ(人毛)		焼却		一廃可燃	
	かなづち		埋立	金属	産廃不燃	
	加熱剤	水で薬剤を反応させ過熱するもの	埋立	金属、ガラ、プラ	産廃不燃	・加熱済みのものに限る ・未使用のものは民間の処理施設へ
	かばん(金属製)		埋立	金属	産廃不燃	
	かばん(天然皮革製)	繊維工業から発生したもので金属が全て除去されているもの	焼却	繊維	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	かばん(天然皮革製)	繊維工業から発生したもので金属が含まれるもの	埋立	繊維、金属	産廃不燃	
	かばん(天然皮革製)	上記以外から発生したもので金属が全て除去されているもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ
	かばん(天然皮革製)	上記以外から発生したもので金属が含まれるもの	埋立	金属	産廃不燃	
	かばん(化繊製)	金属が全て除去されているもの	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	かばん(化繊製)	金属が含まれるもの	埋立	プラ、金属	産廃不燃	
	花瓶(ガラス・陶磁器製)		埋立	ガラ	産廃不燃	
	壁紙(紙製)	建設業(工事)・パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	壁紙(紙製)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ
	壁紙(ビニール製)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	紙おむつ		焼却		一廃可燃	汚物は取り除く
	髪の毛		焼却		一廃可燃	
	紙パック	個人消費でリサイクルできるもの	リサ		資源物(紙類)	・プラスチック部分があるものは取り除く ・内側アルミ加工のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	紙パック	個人消費でリサイクルできないもの	焼却		一廃可燃	
	紙パック	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできるもの	不可			民間の処理施設へ
	紙パック	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできないもの	焼却	紙	産廃可燃	
	紙パック	上記以外の事業から発生したものでリサイクルできるもの	リサ		資源物(紙類)	・プラスチック部分があるものは取り除く ・内側アルミ加工のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	紙パック	上記以外の事業から発生したものでリサイクルできないもの	焼却	紙	一廃可燃	
	紙パック	内側アルミ加工のもの	埋立		産廃不燃	
	紙袋	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙	産廃可燃	
	紙袋	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	
	紙袋	内側アルミ加工のもの	埋立		産廃不燃	
	ガムテープ(紙製)	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙	産廃可燃	
	ガムテープ(紙製)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	
	ガムテープ(布製)		焼却	プラ	産廃可燃	
	カメラ		埋立	プラ、金属	産廃不燃	電池・バッテリーは取り外す(受入不可)
ガラス製品		埋立	ガラ	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る	
カルキ		埋立	泥	※	※事前協議を要する	
瓦		埋立	ガラ	産廃不燃		
缶	「空き缶」参照					
換気扇		埋立	プラ、金属	産廃不燃		
緩衝材(紙製)	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙	産廃可燃		

	品名	詳細	搬入先	産業廃棄物の種類	分別区分	備考	
か	緩衝材(紙製)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃		
	緩衝材(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃		
	乾燥剤		焼却	プラ	産廃可燃		
	乾電池		不可			民間の処理業者へ	
き	木	建設業(工事)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物産品業から発生したもの	不可			・民間の業者で受入れできない場合のみ受入れ可 ・(民間の業者で受入れできない場合)1本直径が10cm未満かつ長さが40cm未満のものは焼却施設へ(産廃可燃) ・(民間の業者で受入れできない場合)1本の直径が10cm以上または長さが40cm以上のものはごみ処理場へ(産廃不燃)	
	木	上記以外から発生したもの	不可			・民間の業者で受入れできない場合のみ受入れ可 ・(民間の業者で受入れできない場合)1本直径が10cm未満かつ長さが40cm未満のものは焼却施設へ(一廃可燃) ・(民間の業者で受入れできない場合)1本の直径が10cm以上または長さが40cm以上のものはごみ処理場へ(一廃不燃)	
	木(抜根・伐根)		不可			民間の処理業者へ	
	脚立		埋立	プラ、金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る	
	キャビネット		埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る	
	給湯器		埋立	プラ、金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る	
	金庫		埋立	金属	産廃不燃		
	金属塊		埋立	金属	産廃不燃	袋等には入れずバラで搬入すること	
	く	空気清浄機		埋立	プラ、金属	産廃不燃	メーカー回収不可かつフロン回収済に限る ※フロン引取証明書の提示必要
クーラー(家庭用)		業務で使用していたものを含む	不可			民間の処理業者へ	
クーラー(業務用)			埋立	プラ、金属	産廃不燃	メーカー回収不可かつフロン回収済に限る ※フロン引取証明書の提示必要	
クーラーボックス		金属を取り除いたもの	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
釘			埋立	金属	産廃不燃		
草			不可			・民間の業者で受入れできない場合のみ受入れ可(一廃可燃) ・大量に運ぶ場合は可能な限り乾燥させる	
鎖(プラスチック製)			焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
鎖(金属製)			埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る	
ガラス			埋立	ガラ	産廃不燃		
ガラスウール			埋立	ガラ	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る	
クリアファイル			焼却	プラ	産廃可燃		
グリストラップ			不可			民間の処理業者へ	
グレーチング			埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る	
軍手			焼却	プラ、繊維	産廃可燃		
け	蛍光灯(蛍光管)	LED含む	不可			民間の処理業者へ	
	蛍光灯安定器(PCB)		不可			民間の処理業者へ(特別管理産業廃棄物)	
	蛍光灯ランプ		不可			民間の処理業者へ	
	結束バンド		焼却	プラ	産廃可燃		
	携帯電話		不可			民間の処理業者へ	
	軽油		不可			・民間の処理業者へ ・軽油を拭いた布・紙も民間の処理業者へ	
	消しゴム		焼却	プラ	産廃可燃		
	ケーブル		埋立	プラ、金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る	
	血圧計(水銀使用)		不可			民間の処理業者へ	
	血圧計(電子式)		埋立	プラ、金属	産廃不燃	電池・バッテリーは取り外す(受入不可)	
	研磨石(砥石)		埋立	がれき	産廃不燃		
	こ	工具箱(プラスチック製)	金属を取り除いたもの	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
		工具箱(金属製)		埋立	金属	産廃不燃	
工具類			埋立	金属、ガラ	産廃不燃		
工具類(電動)			埋立	金属、ガラ	産廃不燃	電池・バッテリーは取り外す(受入不可)	
広告チラシ		「コピー用紙」参照					

	品名	詳細	搬入先	産業廃棄物の種類	分別区分	備考
こ	合成ゴム		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	コーキング剤(液状)		不可			民間の処理業者へ
	コーキング剤(固形)		焼却	プラ	産廃可燃	
	鋳さい		不可			
	コード	線を取り除いた被覆	焼却	プラ、繊維	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満もしくは塩化ビニールのもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	コード		埋立	プラ、金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	コードリール		埋立	金属	産廃不燃	
	黒板		埋立	プラ、金属、ガラ	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	コップ(紙製)	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙、プラ	産廃可燃	
	コップ(紙製)	上記以外から発生したもの	焼却	紙	一廃可燃	
	コップ(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃	
	コップ(金属製・ガラス製・陶磁器製)		埋立	金属、ガラ	産廃不燃	
	コピー機		埋立	プラ、金属、ガラ	産廃不燃	・メーカー回収不可のものに限る ・トナー飛散防止の措置をすること
	コピー用紙	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできるもの	不可			民間の処理業者へ
	コピー用紙	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできないもの	焼却	紙	産廃可燃	水分を含んでいる場合は乾燥させる
	コピー用紙	上記以外の事業から発生したものでリサイクルできるもの	不可			民間の処理業者へ
	コピー用紙	上記以外の事業から発生したものでリサイクルできないもの	焼却		一廃可燃	水分を含んでいる場合は乾燥させる
	ゴムくず	天然ゴムくず	不可			民間の処理業者へ
	ゴムチューブ	合成ゴムのもの	埋立		産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	ゴム手袋・ゴム長靴(合成ゴム製)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	ゴムホース	合成ゴムのもの	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	コンクリートブロック		不可			・民間の再生処理業者へ ・再生処理が不可能な場合に限りごみ処理場へ(産廃不燃)
	コンセント		埋立	プラ、金属	産廃不燃	
	コンセントカバー	金属を含むもの	埋立	プラ、金属	産廃不燃	
	コンセントカバー	金属を含まないもの	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	コンデンサ(PCB使用)		不可			民間の処理業者へ(特別管理産業廃棄物)
さ	サイディング(窯業系)		埋立	ガラ	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	サイディング(金属)		埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	サインペン		焼却	プラ	産廃可燃	
	作業着		焼却	プラ	産廃可燃	金属部分は取り除く
	殺菌灯用ランプ		不可			民間の処理業者へ
	雑誌	「カタログ」参照				水分を含んでいる場合は乾燥させる
	皿(紙製)	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙	産廃可燃	
	皿(紙製)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	
	皿(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃	
	皿(金属製・ガラス製・陶磁器製)		埋立	金属、ガラ	産廃不燃	
	ざる(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃	
	ざる(金属製)		埋立	金属	産廃不燃	
	三脚		埋立	プラ、金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	し	シート(化学繊維)		焼却	プラ	産廃可燃
シート(天然繊維)		建設業(工事)、繊維工業から発生したもの	焼却	繊維	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
シート(天然繊維)		上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ

	品名	詳細	搬入先	産業廃棄物の種類	分別区分	備考
し	漆喰		埋立	ガラ	産廃不燃	
	自転車		埋立	金属	産廃不燃	バッテリーのあるものは取り外す
	自動車		不可			民間の処理業者へ
	シャウカステン		埋立	プラ、金属、ガラ	産廃不燃	・蛍光管(受入れ不可)は外すこと ・長辺が2m未満のものに限る
	写真	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙	産廃可燃	
	写真	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	
	写真のネガ		焼却	プラ	産廃可燃	
	ジャッキ		埋立	金属	産廃不燃	
	充電器		埋立	プラ、金属	産廃不燃	
	充電式電池		不可			民間の処理業者へ
	朱肉		埋立	プラ	産廃不燃	
	じゅうたん(化学繊維)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	じゅうたん(天然繊維)	建設業(工事)、繊維工業から発生したもの	焼却	繊維	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	じゅうたん(天然繊維)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ
	重油		不可			・民間の処理業者へ ・重油を拭いた布、紙も民間の処理業者へ
	樹木	「木」参照				
	シュレッダーくず	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできるもの	不可			民間の処理業者へ
	シュレッダーくず	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできないもの	焼却	紙	産廃可燃	
	シュレッダーくず	上記以外から発生したもの	リサ		資源物(紙類)	
	消火器		不可			民間の処理業者へ
	照明器具		埋立	プラ、金属	産廃不燃	・蛍光管・LED(受入れ不可)は外すこと ・PCBが入っているものは民間の処理業者へ(受入れ不可)
	食器(紙製)	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙	産廃可燃	
	食器(紙製)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	
	食器(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃	
	食器(金属製・ガラス製・陶磁器製)		埋立	金属、ガラ	産廃不燃	
	食品トレイ・容器プラ	個人消費のもの	焼却		一廃可燃	
	食品トレイ・容器プラ	事業発生したもの	焼却	プラ	産廃可燃	
	シリカゲル		焼却	プラ	産廃可燃	・粒状にばらばらになっているものは袋にいれる ・1袋の量を超える場合は民間の処理業者へ(受入れ不可)(1袋=60L)
	新聞紙	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできるもの	不可			民間の処理業者へ
	新聞紙	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできないもの	焼却	紙	産廃可燃	水分を含んでいる場合は乾燥させる
新聞紙	上記以外から発生したものでリサイクルできるもの	リサ		資源物(紙類)	水分を含んでいる場合は乾燥させる	
新聞紙	上記以外から発生したものでリサイクルできないもの	焼却		一廃可燃	水分を含んでいる場合は乾燥させる	
す	水銀灯		不可			民間の処理業者へ
	水銀灯安定期(PCB使用)		不可			民間の処理業者へ(特別管理産業廃棄物)
	水槽		埋立	ガラ	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	スーツケース		埋立	プラ、金属	産廃不燃	
	スキャナー		埋立	プラ、金属	産廃不燃	メーカー回収不可のものに限る。 ※事前に要相談
	すきとり物(ボサ)					区域外搬出を行うため、市に相談すること
	スコップ		埋立	金属	産廃不燃	
	スタイロフォーム		焼却	プラ	産廃可燃	
	スチールデスク		埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る

	品名	詳細	搬入先	産業廃棄物の種類	分別区分	備考
す	ストーブ		埋立	プラ、金属	産廃不燃	灯油(受入不可)は空にすること
	砂		不可			・民間の処理業者へ ・廃棄物ではない
	スパナ		埋立	金属	産廃不燃	
	スプレー缶		埋立	金属	産廃不燃	中身を使い切り、穴あけしたものに限り
	スポットクーラー		埋立	プラ、金属	産廃不燃	メーカー回収不可かつフロン回収済に限る ※フロン引取証明書の提示必要
	スラグ		不可			民間の処理業者へ
	スレート(コンクリート製)		不可			民間の処理業者へ
	スレート(金属製)		埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	生花		焼却		一廃可燃	
せ	生理用品		焼却		一廃可燃	
	石膏		埋立	ガラ	産廃不燃	
	石膏ボード	硬質、強化タイプ含む	不可			民間の処理業者へ
	洗濯機(家庭用)	業務で使用していたものを含む	不可			民間の処理業者へ
	洗濯機(業務用)		埋立	プラ、金属	産廃不燃	メーカー回収不可のもので家電リサイクル法対象外であるものに限る ※事前に要相談
そ	ソーラーパネル		不可			民間の処理業者へ
	ソファ	金属が全て除去されているもの	焼却	木、プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	ソファ	金属が含まれるもの	埋立	木、プラ、金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
た	タイヤ(自動車)	自動車のタイヤ	不可			民間の処理業者へ
	タイヤ(自転車)	合成ゴムのものに限る	埋立	プラ	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	タイル		埋立	ガラ	産廃不燃	
	台車		埋立	プラ、金属	産廃不燃	
	ダスター(化学繊維)		焼却	プラ	産廃可燃	
	ダスター(天然繊維)	建設業(工事)、繊維工業から発生したもの	焼却	繊維	産廃可燃	
	ダスター(天然繊維)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	
	畳	建設業(工事、解体)、繊維工業から発生したもの	焼却	繊維、プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	畳	上記以外から発生したものでプラスチックを含まないもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ
	畳	上記以外から発生したものでプラスチックを含むもの	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	タンス	建設業(工事)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生したもので金属が全て除去されているもの	焼却	木	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	タンス	建設業(工事)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生したもので金属が含まれるもの	埋立	木、金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	タンス	上記以外から発生したもので金属が全て除去されているもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ
	タンス	上記以外から発生したもので金属が含まれるもの	埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	ダンボール(蟻引き)		焼却	プラ	産廃可燃	・40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ ・水分を含んでいる場合は乾燥させる
	ダンボール	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできるもの	不可			
	ダンボール	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできないもの	焼却	紙	産廃可燃	・40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ ・水分を含んでいる場合は乾燥させる
	ダンボール	上記以外から発生したものでリサイクルできるもの	リサ		資源物(紙類)	
	ダンボール	上記以外から発生したものでリサイクルできないもの	焼却		一廃可燃	・40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ ・水分を含んでいる場合は乾燥させる
	ち	注射器・注射針		不可		
チョーク			埋立	ガレキ・陶磁器・コンクリートくず	産廃不燃	
チューブ			不可			民間の処理業者へ
つ	机(金属製)		埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る

	品名	詳細	搬入先	産業廃棄物の種類	分別区分	備考
つ	机(木製)	建設業(工事)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生したもので金属が全て除去されているもの	焼却	木	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	机(木製)	建設業(工事)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生したもので金属が含まれるもの	埋立	木、金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	机(木製)	上記以外から発生したもので金属が全て除去されているもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ
	机(木製)	上記以外から発生したもので金属が含まれるもの	埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	土		不可			・民間の処理業者へ ・廃棄物ではない
て	テープ	テープ裏紙類含む	焼却	プラ	産廃可燃	
	鉄筋、鉄パイプ、鉄板		埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	手袋(ビニール製、ポリエチレン製)		焼却	プラ	産廃可燃	
	テレビ(家庭用)	業務で使用していたものを含む	不可			民間の処理業者へ
	テレビ(業務用)		埋立	プラ、金属	産廃不燃	メーカー回収不可のもので家電リサイクル法対象外であるものに限る ※事前に要相談
	テレビアンテナ		埋立	プラ、金属	産廃不燃	
	電化製品		埋立	プラ、金属	産廃不燃	・メーカー回収不可のもので家電リサイクル法対象外のもの ※事前に要相談 ・電池・バッテリーは取り外す(受入不可) ・フロンを含有するものはメーカー回収不可能かつフロン回収済に限る※受入にはフロン引取証明書の提示が必須
	電球(白熱)		埋立	ガラ	産廃不燃	
	電球(蛍光管・LED)		不可			民間の処理業者へ
	電池(乾電池・充電電池)		不可			民間の処理業者へ
	電卓		埋立	プラ、金属	産廃不燃	電池・バッテリーは取り外す(受入不可)
電話機		埋立	プラ、金属	産廃不燃	電池・バッテリーは取り外す(受入不可)	
と	動物の毛		焼却		一廃可燃	
	動物の死体	畜産農業から発生したもの	不可			民間の処理業者へ
	動物の死体	上記以外から発生したもの				区域外搬出を行うため、市に相談すること
	とうもろこしの芯		生		一廃生	60L袋2袋以上の場合は市の担当窓口へご相談ください
	灯油		不可			・民間の処理業者へ ・灯油を拭いた布、紙も民間の処理業者へ
	トタン(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	トタン(金属製)		埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	ドラム缶		埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	ドラムリール	金属を含まないもの、塩ビ製以外に限る	焼却	プラ	産廃不燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	塗料(液状)		不可			民間の処理業者へ
	塗料かす(固形状)		焼却	プラ	産廃可燃	
	土のう袋		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	な	ナイフ		埋立	金属	産廃不燃
苗木用ポット			焼却	プラ	産廃可燃	
苗木用トレー			焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
ナット			埋立	金属	産廃不燃	
鍋			埋立	金属	産廃不燃	
生ごみ		食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から発生したもの	不可			民間の処理業者へ
生ごみ		上記以外から発生したもの	生		一廃生	
鉛			不可			民間の処理業者へ
波板(プラスチック製)			焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
波板(金属製)			埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
に	庭木	「木」参照				
ぬ	布(化学繊維)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ

	品名	詳細	搬入先	産業廃棄物の種類	分別区分	備考	
ぬ	布(天然繊維)	建設業(工事)、繊維工業から発生したもの	焼却	繊維	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
	布(天然繊維)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ	
ね	値札シールロール		焼却	プラ	産廃可燃	単品で2m未満、梱包品は40cm角未満でほどこけないようにしてあるものに限る。単品で2m以上、梱包品は40cm角以上のものはごみ処理場へ(産廃不燃)	
の	農業機械(エンジン付きのもの)		不可			民間の処理業者へ	
	農業機械(エンジンがないもの)		埋立	金属	産廃不燃	電池・バッテリーは取り外す(受入不可)	
	農薬		不可			民間の処理業者へ	
	農ビ・農ポリ		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
は	葉		焼却		一廃可燃	大量に運ぶ場合はできるだけ乾燥させる	
	ボール		埋立	金属	産廃不燃	袋等には入れずバラで搬入すること	
	灰		埋立	燃	産廃不燃	ダイオキシン類が1gにつき3ng以下のものに限る(2Pの※3を参照、測定結果の提示が必要)	
	ばいじん		不可			民間の処理業者へ	
	パイプ椅子		埋立	金属	産廃不燃		
	パイプ(金属製)		埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る	
	パイプ(プラスチック製)	塩ビ含有物ではないもの	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
	廃アルカリ		不可			民間の処理業者へ	
	廃酸		不可			民間の処理業者へ	
	廃油		不可			民間の処理業者へ	
	バケツ(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
	バケツ(金属製)		埋立	金属	産廃不燃		
	パソコン		不可			民間の処理業者へ	
	鉢(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
	鉢(金属製・ガラス製・陶磁器製)		埋立	金属、ガラ	産廃不燃		
	花		焼却		一廃可燃	土を取り除き、大量に運ぶ場合はできるだけ乾燥させる	
	花火	使用済みのもの	焼却		一廃可燃	使用済みのものに限る。	
	花火	未使用品	埋立		一廃不燃	水に浸すこと。	
	抜根・伐根		不可			民間の処理業者へ	
	バッテリー		不可			民間の処理業者へ	
	発泡ウレタン		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
	発砲スチロール		焼却	プラ	産廃可燃		
	パレット(プラスチック)	貨物の流通のために使用していたパレット	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
	パレット(木製)	貨物の流通のために使用していたパレット	焼却	木	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
	ひ	ピアノ		埋立	金属、プラ	産廃不燃	
		PPバンド		焼却	プラ	産廃可燃	単品で2m以内、梱包品は40cm角以内でほどこけないようにしてあるものに限る、それ以外はごみ処理場へ
		ビニールクロス		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
		非常用トイレ	水分を含まず、固形化されているもの	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
ヒ素(砒素)			不可			民間の処理業者へ	
肥料袋			焼却	プラ	産廃可燃	・中身(肥料)は民間の処理業者へ(受入れ不可) ・40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m	
びん		「空きびん」参照					
ふ	Vベルト	合成ゴムのもの、金属を含まないものに限る	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)、金属を含むものはごみ処理場へ	
	ふとん(化学繊維)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
	ふとん(天然繊維)	繊維工業から発生したもの	焼却	繊維	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ	
	ふとん(天然繊維)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ	

	品名	詳細	搬入先	産業廃棄物の種類	分別区分	備考
ふ	プラスチック製容器包装	個人消費のもの	焼却		一廃可燃	
	プラスチック製容器包装	事業発生のもの	焼却	プラ	産廃可燃	
	プラスチック製容器包装	内側アルミ加工のもの	埋立		産廃不燃	
	プリンター		埋立	プラ、金属	産廃不燃	メーカー回収不可のものに限る。トナー飛散措置が必要。※事前に要相談
	ブルーシート		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	ブロック		不可			民間の処理業者へ
	粉体		焼却		産廃可燃	・1袋の量を超える場合は民間の処理業者へ(受入れ不可)(1袋=60L)
へ	ヘルメット	FRP製のもの	埋立	プラ	産廃不燃	
	ヘルメット	上記以外のプラスチック製	焼却	プラ	産廃可燃	金属部分は取り除く
	ペットボトル	個人消費でリサイクルできるもの	リサ		資源物(ペット)	令和5年4月1日以降は受入れ可
	ペットボトル	個人消費でリサイクルできないもの	焼却		一廃可燃	
	ペットボトル	事業発生でリサイクルできるもの	不可			民間の処理業者へ
	ペットボトル	事業発生でリサイクルできないもの	焼却	プラ	産廃可燃	
	ペット用シート		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	ペーパータオル	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	ペーパータオル	上記以外から発生したものでパルプ100%のもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ
	ペーパータオル	上記以外から発生したものでパルプ100%以外のもの	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	ベルト(コンベア)	合成ゴムのもの、金属を含まないものに限る	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)、金属を含むものはごみ処理場へ
	ペンキ(液状)		不可			民間の処理業者へ
	ペンキ(固形状)		焼却	プラ	産廃可燃	
	弁当容器	個人消費のもの	焼却		一廃可燃	
	弁当容器	事業発生のもの	焼却	プラ	産廃可燃	
ほ	防水(ルーフィング)シート(屋根・外壁用)	「ルーフィング」参照	焼却	プラ	産廃可燃	
	ホース		焼却	プラ	産廃可燃	長さ2m未満に限る 2m以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	ポータブルトイレ		焼却	プラ	産廃可燃	汚物は取り除く
	骨	15cm未満	生		一廃生	大きさが15cm以上のものは一廃可燃 焼却施設へ 牛・豚の骨は15cm未満であっても大量の場合は市の担当窓口へ相談
	ボルト		埋立	金属	産廃不燃	
	ホワイトボード		埋立	プラ、金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	枕木		不可			民間の処理業者へ
ま	マスク		焼却	プラ	産廃可燃	
	マッチ	未使用	埋立		一廃不燃	未使用のものは水に浸すこと
	マッチ	使用済み	焼却		一廃可燃	
	マットレス	金属が全て除去されているもの	焼却	木、プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	マットレス	金属が含まれるもの	埋立	木、プラ、金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	むしろ(筵・筵)		焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ
	無線機		埋立	プラ、金属	産廃不燃	電池・バッテリーは取り外す(受入不可)
め	メガホン(拡声器)		埋立	プラ、金属	産廃不燃	電池・バッテリーは取り外す(受入不可)
も	毛布(化学繊維)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	毛布(天然繊維)	建設業、繊維工業から発生したもの	焼却	繊維	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	毛布(天然繊維)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(一廃不燃)はごみ処理場へ
	モールディング		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
	木毛板	リサイクルできるもの	不可			民間の処理業者へ
	木毛板	リサイクル不可なもの	埋立	ガラ	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る

	品名	詳細	搬入先	産業廃棄物の種類	分別区分	備考
も	もち	15cm未満	生		一廃生	大きさが15cm以上の場合は一廃可燃 焼却施設へ大量の場合は市の担当窓口へ相談
	モニター		不可			民間の処理業者へ
	モバイルバッテリー		不可			民間の処理業者へ
	モルタル		不可			民間の処理業者へ
や	薬品類		不可			民間の処理業者へ
よ	浴槽		埋立	プラ	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
ら	ライター		埋立	プラ、金属	産廃不燃	使い切ったものに限る
り	リチウムイオン電池		不可			民間の処理業者へ
る	ルーフィングシート	塩ビ含有	埋立		産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	ルーフィングシート	アスファルト	不可			
	ルーフィングシート	上記以外	焼却		産廃可燃	40cm角未満に限る。長辺が40cm以上かつ2m未満のもの(産廃不燃)はごみ処理場へ
れ	冷蔵庫(家庭用)	業務で使用していたものを含む	不可			民間の処理業者へ
	冷蔵庫(業務用)		埋立	プラ、金属	産廃不燃	メーカー回収不可能かつフロン回収済に限る ※受入にはフロン引取証明書の提示が必須
	冷凍庫(家庭用)	業務で使用していたものを含む	不可			民間の処理業者へ
	冷凍庫(業務用)		埋立	プラ、金属	産廃不燃	メーカー回収不可能かつフロン回収済に限る ※受入にはフロン引取証明書の提示が必須
	レジスター		埋立	プラ、金属	産廃不燃	
	レンガ		不可			民間の処理業者へ
ろ	ローソク		不可			民間の処理業者へ
	ロープ(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃	単品で2m未満、梱包品は40cm角未満でほどけないようにしてあるものに限る。単品で2m以上、梱包品は40cm角以上のものはごみ処理場へ(産廃不燃)
	ロープ(天然繊維)	繊維工業から発生したもの	焼却	繊維	産廃可燃	単品で2m未満、梱包品は40cm角未満でほどけないようにしてあるものに限る。単品で2m以上、梱包品は40cm角以上のものはごみ処理場へ(産廃不燃)
	ロープ(天然繊維)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	単品で2m未満、梱包品は40cm角未満でほどけないようにしてあるものに限る。単品で2m以上、梱包品は40cm角以上のものはごみ処理場へ(一廃不燃)
	ロープ(金属製)		埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	ロッカー		埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る
	ロックウール		埋立	ガラ	産廃不燃	アスベスト(受入不可)が混入していない場合に限る
わ	ワイヤー		埋立	金属	産廃不燃	長辺が2m未満のものに限る